

行政行為における裁量(2)

(百選「I-80」～「I-84」)

問題 001

日本国憲法上、外国人は、日本国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでもない。

001 解答：妥当である。(I-80)

問題 002

出入国管理令上、在留外国人の在留期間の更新が権利として保障されているものでないことは、明らかである。

002 解答：妥当である。(I-80)

問題 003

出入国管理令において、在留期間の更新事由が概括的に規定されその判断基準が特に定められていないことをもって、更新事由の有無の判断を法務大臣の裁量に任せ、その裁量権の範囲を広汎なものとする趣旨であると解することはできない。

003 解答：誤り

法務大臣の裁量に任せ、その裁量権の範囲を広汎なものとする趣旨であるとした。(I - 80)

問題 004

出入国管理令における在留期間の更新についての法務大臣の裁量が、その判断が全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかである場合に限り、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったものとして違法となる。

004 解答：妥当である。(I - 80)

問題 005

原子炉施設の安全性に関する審査は、行政庁(内閣総理大臣)の広範な裁量判断にゆだねられていると解するのが相当である。

005 解答：誤り

行政庁(内閣総理大臣)の合理的な判断にゆだねる趣旨であるとした。(I - 81)

問題 006

原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。

006 解答：妥当である。(I - 8 1)

問題 007

原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟において、被告行政庁がした判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、原告が負うものであり、被告行政庁がその判断に不合理な点のないことを主張、立証する必要はない。

007 解答：誤り

主張、立証責任は、本来は原告が負うものだが、その資料等のすべてを被告行政庁が保持していることから、被告行政庁がその判断に不合理な点のないことを主張、立証する必要があるとした。(I - 8 1)

問題 008

原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分取消訴訟において、被告行政庁がその判断に不合理な点のないことを主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。

008 解答：妥当である。(I - 8 1)

問題 009

文部大臣による教科書検定の審査、判断は、文部大臣による広範な裁量に委ねられるものというべきである。

009 解答：誤り

合理的な裁量に委ねられるものというべきであるとした。
(I - 8 2)

問題 010

文部大臣による教科書検定について、合否の判定、条件付合格の条件の付与等についての教科用図書検定調査審議会の判断の過程に、原稿の記述内容又は欠陥の指摘の根拠となるべき検定当時の学説状況、教育状況についての認識や、検定基準に違反するとの評価等に看過し難い過誤があって、文部大臣の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、当該判断は、裁量権の範囲を逸脱したものであるとして、国家賠償法上違法となる。

010 解答：妥当である。(I - 8 2)

問題 011

国家公務員法に定められた懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきではない。

011 解答：誤り

懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきであるとした。(I - 8 3)

問題 012

国家公務員法における懲戒について、懲戒権者の裁量権の行使としてした懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならないものというべきである。

012 解答：妥当である。(I - 8 3)

問題 013

高等専門学校における原級留置処分又は退学処分を行うかどうかの判断は、校長の合理的な教育的裁量にゆだねられるべきものである。

013 解答：妥当である。(I - 8 4)

問題 014

高等専門学校における原級留置処分又は退学処分の適否について、裁判所がその審査をするに当たっては、校長と同一の立場に立って当該処分をすべきであったかどうか等について判断し、その結果と当該処分とを比較して、その適否、軽重等を論ずべきである。

014 解答：誤り

そのような方法で判断すべきでないとした。(I - 84)

問題 015

高等専門学校において校長が裁量権として行う原級留置処分又は退学処分が、全く事実の基礎を欠くか又は社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、違法である。

015 解答：妥当である。(I - 84)

問題 016

高等専門学校において校長が裁量権として行う原級留置処分又は退学処分が、信仰上の理由により剣道実技に参加できない者に対し、代替措置を採るなどの考慮すべき事項を考慮せず、又は考慮された事実に対する評価が明白に合理性を欠き、その結果、社会観念上著しく妥当を欠く場合は、当該処分は裁量権の範囲を超える違法なものといわざるを得ない。

016 解答：妥当である。(I - 84)